委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年10月4日

□中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等		
	○ 知事	市区町村長等	
2. 都道府県名	大阪府		
3. 市区町村名	交野市		
4. 届出番号	1		
5. 独自利用事務の事例番号	94-1		
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.katano.osaka.jp/docs/2015082700012/		

執行機関名 交野市長

高齢者の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称		交野市老人医療費の助成に関する条例(昭和46年条例第38号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		交野市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する等の条例附則第17項によりなお従前の例によることされる同条例附則第16項の規定による改正前の交野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一 第一の項交野市老人医療費の助成に関する条例(昭和46年条例第38号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	介護保険法第1条	交野市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する等の条例第4条の規定による廃止前の交野市老人医療費の医療費の助成に関する条例(昭和46年条例第38号)第1条

	第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。	第一条 この条例は、 <u>老人</u> に対し医療費の一部を助成することにより、老人の <u>健康</u> の保持及び福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		廃止前の交野市老人医療費の助成に関する条例(昭和46年条例第38号) 廃止前の交野市老人医療費の助成に関する条例施行規則(昭和46年規則第20号) 交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第39号) 交野市老人医療費の助成に関する条例施行規則(昭和46年規則第20号)